

## 旅費算出基準

## 国内旅費（日当・宿泊料）金額算出基準

（「大阪大学旅費支給要領 第2章・別表1（国内旅費）」より抜粋）

日当：1,700

宿泊料：8,200

近距離（50km 圏内）旅費の日当：850

※吹田市、豊中市、箕面市、茨木市にて調査・研究を行う場合は、近距離旅費の日当（850円）のみが支給されます。

## 外国旅費(日当・宿泊料) 算出基準

（「大阪大学旅費支給要領 第5章（外国旅費）」より抜粋）

日当

欧米及び中近東地域：4,800、その他地域：3,400

宿泊料

欧米及び中近東地域：14,700、その他地域：10,200

備考

（1）日当及び宿泊料の区分における、欧米及び中近東地域とは、以下の地域をいう。

北米地域・・・北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

欧州地域・・・ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

中近東地域・・・アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

都市・・・シンガポール、モスクワ、アビジャン

（2）日当及び宿泊料の区分における、その他地域とは、（1）以外の地域をいう。

（3）1日において、日当又は宿泊料の額が異なる地域を旅行した場合には、その額の多い方の旅行先の区分に掲げる額とする。

（4）船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く）の場合における日当は、その他地域の金額とする。

注：旅行者が同一地域において滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の1割に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減額して支給する。